

## 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

公表日：2023年10月1日

	男女の賃金の差異 (男性賃金に対する女性賃金の割合)
全労働者	86.9%
正社員	85.0%
パート・有期社員	97.6%

※**対象期間**：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

※**賃金**：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

※**正職員**：短時間正職員、個別条件付き無期雇用労働者（嘱託職員）を含む

※**パート・有期社員**：パートタイマー、定年後の再雇用者（嘱託職員）を含み、派遣社員を除く

### ◆差異についての補足説明

<正社員>

制度上の男女賃金差異はないが、育児に伴う短時間勤務や短時間正職員が女性労働者に多く賃金差異に繋がる要因となっている。

<パート・有期社員>

勤務時間が短い学童保育事業所で勤務する女性労働者が多く含まれていることが賃金差異に繋がる要因となっている。

学童保育事業所の職員を除くと差は102.0%となり女性の方が高い水準となる。